二　情報処理の促進に関する法律の一部改正関係（第二条関係）

1　機構の業務の範囲の追加等

㈠　機構の業務の範囲に、サイバーセキュリティ基本法第三〇条第一項の規定により委託を受けて行う本部の事務を追加することとした。

㈡　機構は、情報処理に関する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき事業者等がサイバーセキュリティの確保のために講ずべき措置を公表することとした。

㈢　機構の役員及び職員又はこれらの職にあった者の秘密保持義務の範囲を職務上知ることができた秘密とし、その漏示又は盗用があった場合の法定刑を五〇万円以下の罰金とすることとした。

2　情報処理安全確保支援士制度の創設

㈠　情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）は事業者等によるサイバーセキュリティの確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者等のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とすることとした。

㈡　情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、支援士となる資格を有することとした。

㈢　支援士試験は、支援士として必要な知識及び技能について行うこととした。

㈣　支援士となる資格を有する者が支援士となるには、登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならないこととした。

㈤　支援士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととした。

㈥　支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習を受けなければならないこととした。

㈦　支援士でない者は、その名称を使用してはならないこととした。

㈧　経済産業大臣は、機構に、支援士試験の実施に関する事務及び登録の実施に関する事務を行わせることができることとした。

三　改正後の情報処理促進法の施行状況の検討について定めることとした。（附則第七条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇六号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣の発行枚数を、八、三一〇万枚に改めることとした。（別表第三関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十一号

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（サイバーセキュリティ基本法の一部改正）

第一条　サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　サイバーセキュリティ戦略本部（第二十四条―第三十五条）」を「第四章　サイバーセキュリティ戦略本部（第二十四条―第三十六条）」に改める。

第十三条中「及び独立行政法人」を「、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。第三十二条第一項において同じ。）のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定するものをいう。以下同じ。）」に改め、「通じた国の行政機関」の下に「、独立行政法人又は指定法人」を、「分析、国の行政機関」の下に「、独立行政法人及び指定法人」を加える。

第二十五条第一項第二号中「及び独立行政法人」を「、独立行政法人及び指定法人」に改め、同項第三号中「行政機関」の下に「、独立行政法人又は指定法人」を加える。

第二十七条第三項中「第三十条若しくは第三十一条」を「第三十一条若しくは第三十二条」に改める。

第三十五条を第三十六条とし、第三十二条から第三十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十一条第一項中「（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）」を削り、「対して、」の下に「サイバーセキュリティに対する脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害からの迅速な復旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュリティに関する対策に関し必要な」を加え、「その他必要な」を「その他の」に改め、同条第二項中「必要な」を「同項の」に改め、同条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（事務の委託）

第三十条　本部は、第二十五条第一項第二号に掲げる事務（独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる事務（独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。）の一部を、独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができる。